

# 単 価 契 約 書(案)

日本 CCS 調査株式会社(以下「甲」という。)とXXXXXXXXXXXXXXXX(以下「乙」という。)とは、甲が経済産業省から受託する平成 29 年度二酸化炭素削減技術実証試験委託事業に伴い、甲の苫小牧CCS実証試験センター地上設備の操業運転用LSA重油の納入について、別冊購入仕様書に従い、次の通り、単価契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 LSA重油等の単価を次の通りとする。

- 1.LSA重油(ローリー扱) 1KLあたり XXXXX 円
- 2.試験分析 元素分析 1 回あたり XXXXX 円
2. 前項 1 の単価は、一般社団法人経済調査会が公表するデジタル物価版「石油製品編」都市別石油製品価格の札幌ローリー渡しA重油 L.S の KL 単価(以下「基準単価」という。)の平成 29 年 3 月下旬号の XXXXX%(以下「差額率」という。)とする。
3. 第 1 項 1 の単価は、変動することから、精算単価については、基準単価×差額率で算出し、少数第一位を四捨五入するものとする。又、基準単価は、毎月、上・中・下旬の 3 期公表されることにより、納入月毎にそれぞれ上旬(1 日～10 日)、中旬(11 日～20 日)、下旬(21 日～末日)の 3 期に区分し、それぞれの期間毎に精算単価を定めるものとする。
4. 第 1 項 2 の単価については、固定単価とする。

第 2 条 本契約の契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日までとする。

第 3 条 甲は乙にLSA重油の納入を依頼する場合、納入依頼書を用いて、前日9時30分までに書面(FAX 又は E-mail)にて依頼するものとし、日曜日及び月曜日納入分については、金曜日の9時30分までに連絡するものとする。

2. 乙は、納入依頼書を受領し、配車手配が完了次第、納入依頼書に捺印の上、返送するものとする。納入時間等に特記事項がある場合は、必ず備考欄に記載し、甲の担当者と調整するものとする。

第 4 条 甲の納入依頼書に基づき手配したLSA重油の納入数量は、甲のA重油貯油タンク受入配管に設置した「容積流量計」の値を用いるものとする。但し、容積式流量計の値が

